6　法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする法人が、同条第四項の期間内に行われた合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配（残余財産の全部の分配に該当する同号に規定する現物分配にあつては、同項に規定する認定を受けた日（以下この項において「認定日」という。）の前日から法第四十二条の十二第四項に規定する事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したもの）に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である場合には、同項の離職者がいないことには、当該合併、分割、現物出資又は現物分配に係る被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。）の当該認定日から当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日（残余財産の全部の分配に該当する同号に規定する現物分配にあつては、その残余財産の確定の日の翌日）の前日までの期間内において離職者（当該被合併法人等の同項に規定する雇用者であつた者で当該被合併法人等の都合によるものとして財務省令で定める理由によつて同項に規定する離職をしたものをいう。）がいないことを含むものとする。

7　法人がその取得等（法第四十二条の十二第一項に規定する取得等をいう。）をした特定建物等（当該特定建物等に係る特定業務施設が同項第一号に規定する政令で定める要件を満たす場合における当該特定建物等に限る。）につき同項又は同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該特定建物等につきこれらの規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該特定業務施設が第二項第三号に掲げる要件を満たすことを証する書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十七条の十一の三を第二十七条の十二とする。

第二十七条の十二の二第一項中「及びハに掲げる規定」を「からニまでに掲げる規定」に改める。

第二十七条の十二の四第二項第一号ロ及び第二号ロ中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第二十七条の十二の五第一項中「同条第五項第三号」を「同条第四項第三号」に改め、同条第二項中「又は同条第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第四十二条の十二の五第五項第二号に規定する政令」を「第四十二条の十二の五第四項第二号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第五項第二号」を「第四十二条の十二の五第四項第二号」に改め、「及び第十項第一号イ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第四十二条の十二の五第五項第二号」を「第四十二条の十二の五第四項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第四十二条の十二の五第五項第四号に規定する政令」を「第四十二条の十二の五第四項第五号に規定する政令」に改め、同項第一号中「第四十二条の十二の五第四項第五号」を「第四十二条の十二の五第五項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十二条の十二の五第五項第四号」を「第四十二条の十二の五第四項第五号」に、「同項第九号」を「同項第八号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第四十二条の十二の五第五項第五号に」を「第四十二条の十二の五第四項第六号に」に改め、同項第一号中「第七項第一号」を「第五項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第五号」を「第四十二条の十二の五第四項第六号」に、「同条第五項第二号」を「同条第四項第二号」に、「以下この条」を「第十三項」に、「法第四十二条の十二の五第五項第四号」を「同条第四項第五号」に、「第十九項及び第二十項」を「第九項及び第十一項」に、「第十八項まで」を「この条」に改め、同項第二号中「第七項第二号イ」を「第五項第二号イ」に、「第四十二条の十二の五第五項第五号」を「第四十二条の十二の五第四項第六号」に改め、同項第三号中「第七項第二号ロ」を「第五項第二号ロ」に、「第四十二条の十二の五第五項第五号」を「第四十二条の十二の五第四項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8　法第四十二条の十二の五第四項第九号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　法第四十二条の十二の五第四項第九号の前事業年度の月数が同号の適用年度の月数を超える場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

二　法第四十二条の十二の五第四項第九号の前事業年度の月数が同号の適用年度の月数に満たない場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　当該前事業年度が六月に満たない場合　当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）以内に終了した各事業年度（イにおいて「前一年事業年度」という。）に係る給与等支給額の合計額に当該適用年度の月数を乗じてこれを前一年事業年度の月数の合計数で除して計算した金額

ロ　当該前事業年度が六月以上である場合　当該前事業年度に係る給与等支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該前事業年度の月数で除して計算した金額

第二十七条の十二の五第十項及び第十一項中「事業年度（以下第十七項まで）」を「事業年度（以下この条）」に、「同条第五項第八号」を「法第四十二条の十二の五第四項第九号」に、「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「第十四項」を「第十一項」に、「の教育訓練費の額」を「の給与等の支給額（当該適用年度の月数と当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（第十一項において「前事業年度」という。）の月数とが異なる場合には、前項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額）に」に、「教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号イに規定する教育訓練費の額をいう。以下この項及び次項において同じ。）」を「給与等支給額」に改め、同項第一号中「一年」を「一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）」に、「第十七項まで」を「この条」に、「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に改め、同項第二号中「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に、「月別教育訓練費の額」を「月別給与等支給額」に、「教育訓練費の額」を「給与等支給額」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十四項中「比較教育訓練費の額」を「比較雇用者給与等支給額」に、「第四十二条の十二の五第五項第八号の教育訓練費の額」を「第四十二条の十二の五第四項第九号の給与等の支給額（当該適用年度の月数と前事業年度の月数とが異なる場合には、第八項第一号又は第二号イ若しくはロの給与等支給額）に、「教育訓練費の額（法人の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号イに規定する教育訓練費の額をいう。第十九項及び第二十項を除き、以下この条において同じ。）」を「給与等支給額」に改め、同項第一号中「教育訓練費の額から」を「給与等支給額から」に改め、同号イ及びロ中「移転教育訓練費の額」を「移転給与等支給額」に改め、同項第二号中「教育訓練費の額に」を「給与等支給額に」に改め、同号イ及びロ中「月別移転教育訓練費の額」を「月別移転給与等支給額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十五項中「月別移転教育訓練費の額」を「月別移転給与等支給額」に、「移転教育訓練費の額を」を「移転給与等支給額を」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十六項中「移転教育訓練費の額」を「移転給与等支給額」に、「教育訓練費の額（」を「給与等支給額（」に、「教育訓練費の額）」を「給与等支給額）」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第九項及び第十一項に規定する基準日とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日をいう。

一　適用年度開始の日の前日を含む事業年度（以下この号及び次号において「前事業年度」という。）の月数が当該適用年度の月数に満たない場合で、かつ、当該前事業年度が六月に満たない場合　次に掲げる日のうちいずれか早い日

イ　法第四十二条の十二の五第一項から第三項までの規定の適用を受けようとする法人（イにおいて「適用法人」という。）が未経過法人に該当し、かつ、当該適用法人がその設立の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内に行われた合併又は分割等（残余財産の全部の分配に該当する現物分配にあつては当該設立の日から当該前事業年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものとし、その分割等に係る前項に規定する移転給与等支給額が零である場合における当該分割等を除く。イにおいて同じ。）に係る合併法人又は分割承継法人等に該当する場合（当該設立の日から当該合併又は分割等の日の前日（残余財産の確定の日）までの期間に係る給与等支給額が零である場合に限る。）における当該合併法人又は分割等に係る被合併法人又は分割法人等の当該適用年度開始の日前一年（当該適用年度が一年に満たない場合には、当該適用年度の期間）以内の日を含む各事業年度（当該被合併法人又は分割法人等の設立の日以後に終了した事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度開始の日